

平成 27 年 10 月 1 日
横浜市建築局

都市計画法に基づく公園、緑地及び広場に関する 基準等の一部改定について

1 趣 旨

現在、「都市計画法による開発許可の手引」に掲載をしています「公園、緑地及び広場に関する基準」、「消防水利に関する基準」及び「景観計画に定められた制限に関する基準」について、法の趣旨を踏まえ、また、実態に即した解釈基準とし、公平・透明性の向上を図るため、次のとおり一部改定しました。

2 改定の概要（施行日：平成 27 年 10 月 1 日）

(1) 公園、緑地及び広場に関する基準（新旧対照表 1～2 ページ）

ア 公園の出入口の舗装について、原則としてセメント・コンクリート又はインターロッキング舗装の仕様が望ましいことから文言を整理します。

イ 公園の園路に階段がある場合について、階段の基準（第 5 項第 2 号アからウ）を適用することとします。

(2) 消防水利に関する基準（新旧対照表 2 ページ）

「消防水利の基準」（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）の一部改正において、大規模な火災が発生した場合に備え、耐震性を有する防火水槽を地域の実情に応じて計画的に配置するよう規定されたことに伴い、設置から 50 年以上経過した防火水槽は、消防水利の有効範囲に含まないものとします。なお、当基準の施行にあたっては、経過措置を設けます。

(3) 景観計画に定められた制限に関する基準（新旧対照表 2 ページ）

ア まとまった既存樹林地を保存する場合、その樹冠に覆われる部分の水平投影面積を「適切な植栽が行われる土地」の面積とみなすこととします。

イ 適切な植栽が行われる土地について、できる限り平坦地とし、勾配が生じる場合は 30 度以下とすることとします。

平成 27 年 10 月 1 日
横浜市建築局

横浜市開発事業の調整等に関する条例の 同意基準の一部改定について

1 趣 旨

現在、「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引」に掲載をしています「緑化空地」、「防火水槽」及び「斜面地開発行為の制限」に関する同意基準について、実態に即した基準とするため、次のとおり一部改定しました。

2 改定の概要（施行日：平成 27 年 10 月 1 日）

(1) 緑化空地に関する基準（新旧対照表 3 ページ）

ア 商業系用途地域内における一戸建ての住宅を目的とした開発事業の場合、緑化等を行う空地に植栽する高木の本数を 200 平方メートルあたり 1 本以上とします。

イ 中木及び高木を植栽する場合における樹木間の幅について、運用の実態に即して基準を追加します。

ウ 植栽した樹木が根付くまでの支柱の設置について、適用除外の基準を追加します。

エ 屋上に緑化等を行う場合について、ユニット型の屋上緑化資材等を用いる場合の基準を追加します。

(2) 防火水槽に関する基準（新旧対照表 4 ページ）

「消防水利の基準」（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）の一部改正において、大規模な火災が発生した場合に備え、耐震性を有する防火水槽を地域の実情に応じて計画的に配置するよう規定されたことに伴い、設置から 50 年以上経過した防火水槽は、消防水利の有効範囲に含まないものとします。

(3) 斜面地開発行為の制限に関する基準（新旧対照表 4 ページ）

本条例の同意基準を「横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例」第 4 条及び第 5 条の基準としていることを明確にするため、【基準】を追加します。

【問合せ先】 宅地審査部宅地審査課
電話：045-671-2945・2946